

参考 2

付加退職金関係資料

付加退職金の概要

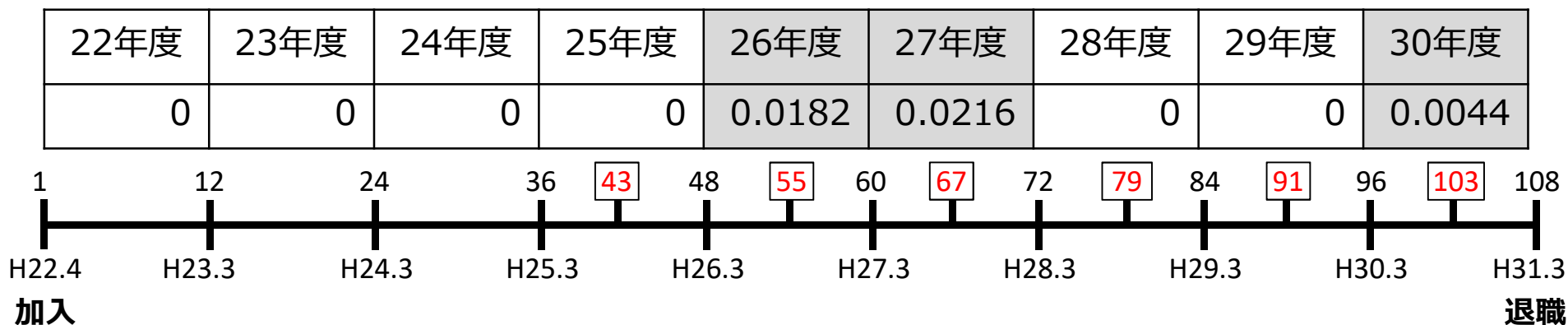
- 退職金の額は、あらかじめ額の確定している「基本退職金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加退職金」の合計額として算定。
- 付加退職金は、運用収入等の状況に応じて基本退職金に上乗せされるものであり、金利の変動に弾力的に対応することを目的として、平成3年度に導入。

	支給対象	概要
基本退職金	すべての被共済者	○掛金月額と掛金納付月数に応じて、あらかじめ定められた金額。 ○予定運用利回り年1%として設計。
付加退職金	掛金納付月数が43月以上の被共済者	○実際の運用収入の状況等に応じて基本退職金に上乗せされる金額。 ○計算月※において、その時点の基本退職金額にその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで合計した金額。 ○付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、運用収入の見込額等を勘案して、労働政策審議会の意見を聴いて定める。 $\text{支給率} = \frac{\text{運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき額 (利益見込額の2分の1を基本)}}{\text{掛金納付月数が43月以上の被共済者が当該年度中の計算月に退職したと仮定した場合の退職金額の合計}}$ ※43月目とその後12ヶ月ごとの月

参考：付加退職金の計算例

- 平成22年4月に掛金月額10,000円で加入し、平成31年3月（加入108月）で退職した場合における退職金額は以下のとおり。（掛金増額や過去勤務はないと仮定）

※ 各年度の付加退職金支給率は以下の表のとおり。



$$\begin{aligned}
 \text{付加退職金額} &= (\text{加入} \color{red}{55} \text{月目で退職した時の基本退職金}) \times (\color{red}{55} \text{月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔26年度分〕} \\
 &+ (\text{加入} \color{red}{67} \text{月目で退職した時の基本退職金}) \times (\color{red}{67} \text{月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔27年度分〕} \\
 &+ (\text{加入} \color{red}{103} \text{月目で退職した時の基本退職金}) \times (\color{red}{103} \text{月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔30年度分〕} \\
 &= 555,200 \times 0.0182 + 683,100 \times 0.0216 + 1,076,800 \times 0.0044 \\
 &= 10,105 + 14,755 + 4,738 \\
 &= 29,598
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{退職金額} &= \text{基本退職金（掛金納付月数108月）} + \text{付加退職金} \\
 &= 1,132,300 + 29,598 \\
 &= \underline{\underline{1,161,898 \text{ 円}}}
 \end{aligned}$$

付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示

1 中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

過去勤務期間の年数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
率	平成 31 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	0	0	0	0	0	0	0.02	0.04	0.05	0.06
	平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	0	0	0	0	0	0	0	0.02	0.04	0.05

2 中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法施行令（昭和 39 年政令第 188 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、平成 30 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成 30 年 4 月 1 日以後平成 31 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 31 年 8 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成 31 年 4 月 1 日以後平成 32 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 32 年 7 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第 1 号及び第 2 号の厚生労働大臣の定める率は、0 とする。

3 中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成 30 年 4 月 1 日以後平成 31 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 31 年 8 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成 31 年 4 月 1 日以後平成 32 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 32 年 7 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年 1 パーセントとする。

- 4 中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 30 条第 2 項第 2 号イの規定に基づき、平成 31 年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

- 5 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件

確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）附則第 28 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、平成 31 年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

- 6 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 36 条第 3 項第 1 号及び第 8 項の規定に基づき、平成 31 年度に係る同条第 3 項第 1 号及び第 8 項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

- 7 中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 31 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 7 項の規定に基づき、平成 31 年度に係る同条第 3 項第 1 号及び第 7 項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

- 8 中小企業退職金共済法施行令第十六条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法施行令（昭和 39 年政令第 188 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、平成 31 年度に係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

- 9 中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 31 条の 3 第 3 項第 1 号及び第 7 項の規定に基づき、平成 31 年度に係る同条第 3 項第 1 号及び第 7 項の厚生労働大臣が定める利率は、年 0 パーセントとする。

平成30年 3 月12日

一般の中小企業退職金共済制度における
退職金額の水準の検討について

労働政策審議会
勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

当部会は、一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）に関し中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）第85条に基づく検討（以下「財政検証」という。）を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 一般中退は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。

このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確保するための中心的で重要な制度であり、今後とも、長期的に安定した制度として維持されていくことが必要である。

- 2 一般中退における当面の予定運用利回り及び付加退職金の取扱いに関する当部会の基本的な考え方は、以下のとおりである。

（1） 一般中退の予定運用利回りについては、現状、一定程度の累積剰余金が存在すること及び加入者にとっての魅力を考慮し、現行の1％を維持することが望ましい。

（2） この場合、低金利の環境下で国内債券の利回りが1％を割り込んでいる現状では、安全資産だけでは予定運用利回りの達成は困難である。そのため、株式などのリスク性資産によって利回りを補う構造となることから、制度の安定のためには、資産の保有するリスクに見合った水準の剰余金を有することが必要となる。

この剰余金の水準については、財政検証の最長サイクルである5年間の財政シミュレーションにおいて下位1％の確率で想定され

る損失額である4,400億円に設定することが適当である。

- (3) 剰余金水準の形成については、必要な剰余金水準を確保することを最優先すべきという意見があったが、これまでの経緯及び加入者にとっての魅力となる付加退職金の支給にも配慮するため、今回は5年間をかけて目指すことが適当である。

3 以上を踏まえ、当面、一般中退における剰余金の積立て及び付加退職金の支払いは、以下のとおり行うことが適当である。

- (1) 各年度で生じた利益の取扱いは、次のとおりとする。

- ① 前年度の決算における累積剰余金の額の4,400億円に対する不足額（累積剰余金が4,400億円を超過している場合は0とする。）を、各年度から2022（平成34）年度までの残存年数（例：2017（平成29）年度の利益の取扱いの場合は「5」、2018（平成30）年度の利益の取扱いの場合は「4」）で除した値を各年度における目標額（以下「単年度目標額」という。）とする。
- ② 利益の見込額が単年度目標額以下であるときは、全て剰余金として積み立てる。
- ③ 利益の見込額が単年度目標額を上回りその2倍に相当する額以下であるときは、当該利益の見込額のうち単年度目標額に相当する額を控除しこれを剰余金として積み立て、残額を付加退職金に充てる。
- ④ 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を上回るときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を剰余金として積み立て、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。

- (2) (1)の取扱いについては、今後、金融情勢の悪化により単年度又は複数年度で大幅な損失が発生した場合には、必要に応じ、その後の利益の取扱いを見直すことを検討するものとする。

4 なお、付加退職金制度については、制度発足当初と比べ運用実績の振幅が大幅に拡大している現在の環境下においては、資産を減少させる効果が強まっている。一般中退の安定に資する付加退職金制度のあり方について、次回の一般中退に関する財政検証に向けての検討課題とする。

一般の中小企業退職金共済事業における収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)
平成 3 年度	6.60% <u>5.50% (4月～)</u>	5. 8 6 %	4 3 6 億円	4 8 8 億円
平成 4 年度	6.60% 5.50%	5. 8 6 %	△ 2 3 8 億円	2 5 0 億円
平成 5 年度	6.60% 5.50%	5. 4 6 %	△ 2 5 0 億円	△ 0 億円
平成 6 年度	6.60% 5.50%	4. 7 8 %	△ 4 2 7 億円	△ 4 2 7 億円
平成 7 年度	6.60% 5.50%	4. 5 5 %	△ 5 1 6 億円	△ 9 4 3 億円
平成 8 年度	<u>4.50% (4月～)</u>	3. 8 4 %	△ 1 9 6 億円	△ 1, 1 3 9 億円
平成 9 年度	4. 5 0 %	3. 5 3 %	△ 2 9 6 億円	△ 1, 4 3 5 億円
平成 1 0 年度	4. 5 0 %	3. 2 3 %	△ 3 9 6 億円	△ 1, 8 3 1 億円
平成 1 1 年度	<u>3.00% (4月～)</u>	3. 0 8 %	9 億円	△ 1, 8 2 2 億円
平成 1 2 年度	3. 0 0 %	2. 3 3 %	△ 2 0 7 億円	△ 2, 0 2 9 億円
平成 1 3 年度	3. 0 0 %	1. 7 7 %	△ 3 7 2 億円	△ 2, 4 0 1 億円
平成 1 4 年度	<u>1.00% (11月～)</u>	1. 6 0 %	△ 1 7 0 億円	△ 2, 5 7 1 億円
平成 1 5 年度 前 期	1. 0 0 %	1. 6 8 %	1 0 3 億円	△ 2, 4 6 8 億円
平成 1 5 年度 後 期	1. 0 0 %	5. 3 7 %	5 4 5 億円	△ 2, 6 8 4 億円
平成 1 6 年度	1. 0 0 %	2. 8 4 %	4 0 1 億円	△ 2, 2 8 3 億円
平成 1 7 年度	1. 0 0 %	8. 3 4 %	1, 4 1 7 億円	△ 8 6 7 億円
平成 1 8 年度	1. 0 0 %	2. 8 1 %	7 1 5 億円	△ 1 5 1 億円
平成 1 9 年度	1. 0 0 %	△ 2. 9 5 %	△ 1, 4 1 3 億円	△ 1, 5 6 4 億円
平成 2 0 年度	1. 0 0 %	△ 4. 8 8 %	△ 1, 9 2 9 億円	△ 3, 4 9 3 億円
平成 2 1 年度	1. 0 0 %	5. 6 7 %	1, 5 3 6 億円	△ 1, 9 5 6 億円
平成 2 2 年度	1. 0 0 %	0. 3 0 %	△ 1 0 1 億円	△ 2, 0 5 7 億円
平成 2 3 年度	1. 0 0 %	1. 8 0 %	3 1 6 億円	△ 1, 7 4 1 億円
平成 2 4 年度	1. 0 0 %	6. 8 9 %	2, 2 7 9 億円	5 3 9 億円
平成 2 5 年度	1. 0 0 %	6. 5 5 %	1, 6 0 6 億円	2, 1 4 5 億円
平成 2 6 年度	1. 0 0 %	6. 6 1 %	1, 6 5 6 億円	3, 8 0 1 億円
平成 2 7 年度	1. 0 0 %	△ 0. 5 8 %	△ 6 5 0 億円	3, 1 5 1 億円
平成 2 8 年度	1. 0 0 %	2. 3 0 %	6 6 2 億円	3, 8 1 3 億円
平成 2 9 年度	1. 0 0 %	2. 2 9 %	5 1 9 億円	4, 3 3 5 億円

(注) ・ 下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。

- ・ 平成2年法改正においては、施行日前における掛金月額部分について、6.60%の利回りを適用。
- ・ 平成7年法改正以降は、新法施行日前も含めて新たな予定運用利回りを適用。
- ・ 平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。
- ・ 平成29年度の累積剰余金については、融資経理廃止に伴う給付経理への資産移換分を含むため、平成28年度の累積剰余金と平成29年度の当期損益金との合算と一致しない。

予定運用利回り変更（３．０％→１．０％）後の付加退職金の
支給率・支給額の状況

年 度	支 給 率	支 給 額（億円）
平成１５年度	０	０
平成１６年度	０．００２３３	７２
平成１７年度	０．００６０２	１８８
平成１８年度	０．０２１４	６９２
平成１９年度	０	０
平成２０年度	０	０
平成２１年度	０	０
平成２２年度	０	０
平成２３年度	０	０
平成２４年度	０	０
平成２５年度	０	０
平成２６年度	０．０１８２	６８４
平成２７年度	０．０２１６	８２３
平成２８年度	０	０
平成２９年度	０	０
平成３０年度	０．００４４	１７５

※ 支給額とは前年度の運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき部分の額として算定した額のことである。